

# 平成31年度から適用される 税の概要についてお知らせします

税務課市民税係 ☎(25)1134

## 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

平成31年度の市・県民税申告（平成30年分の所得税の確定申告）から、配偶者控除・配偶者特別控除が見直されます。

### 配偶者控除の改正

#### 対象となる配偶者 合計所得金額が38万円以下

納税義務者（扶養する人）の合計所得金額が900万円を超える場合に配偶者控除額が段階的に引き下げられ、1,000万円を超えると配偶者控除の適用が受けられません。

### 配偶者特別控除の改正

#### 対象となる配偶者 合計所得金額が38万円超123万円以下

対象となる配偶者の合計所得金額が拡大されるとともに、納税義務者（扶養する人）の合計所得金額が900万円を超える場合に配偶者特別控除額が段階的に引き下げられます。

なお、納税義務者（扶養する人）の合計所得金額が1,000万円を超えると、今までどおり配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

## 改正のポイント

- 働きたい人が就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、所得税で38万円の所得控除、市・県民税で33万円の所得控除の対象となる配偶者の合計所得金額の範囲が拡大されています。くわしくは、以下の表のとおりです。
- 市・県民税は個人の所得に応じて課税されるため、配偶者の合計所得金額の増額に伴い、配偶者自身の市・県民税が増額になる場合があります。

※税金と社会保険の扶養の判定基準は異なります。（税金上は扶養の対象であっても、社会保険の扶養対象外となる場合があります。）社会保険の扶養については加入している組合または勤務先に問い合わせてください。

## 改正後の配偶者控除・配偶者特別控除の控除額

配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額					
		900万円以下 (1,120万円以下)		900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)		950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
		所得税	市・県民税	所得税	市・県民税	所得税	市・県民税
配偶者控除	38万円以下 (103万円以下)	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円
	老人控除対象配偶者【70歳以上】	48万円	38万円	32万円	26万円	16万円	13万円
配偶者特別控除	38万円超 85万円以下 (103万円超 150万円以下)	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円
	85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	36万円	33万円	24万円	22万円	12万円	11万円
	90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円
	95万円超 100万円以下 (160万円超 166.8万円未満)	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円
	100万円超 105万円以下 (166.8万円以上 175.2万円未満)	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円
	105万円超 110万円以下 (175.2万円以上 183.2万円未満)	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円
	110万円超 115万円以下 (183.2万円以上 190.4万円未満)	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円
	115万円超 120万円以下 (190.4万円以上 197.2万円未満)	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円
	120万円超 123万円以下 (197.2万円以上 201.6万円未満)	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円
	123万円超 (201.6万円以上)	0円	0円	0円	0円	0円	0円

( ) 内は給与所得だけの場合の給与収入金額